

# 飛騨市第9期介護保険事業計画・地域包括ケア計画

概要版

## 1 計画の期間および基本理念

この計画は、令和6年度を始期とし令和8年度を目標年度とする3か年計画です。

本計画においては、前回計画の基本理念である『すべての高齢者が尊重され、住み慣れた地域で、健やかに自分らしく暮らせる地域社会を築きます』を引き続き踏襲し、第9期においても中長期的に、高齢者が健やかに自分らしく日常生活を送ることができるよう、たとえ介護が必要になっても、安心して、住み慣れた家庭や地域で必要なケアを受けながら、価値観や生き方が尊重された「自分らしい人生」を送ることができるように、支え合い、心が通い合う持続性のある地域社会を構築していきます。

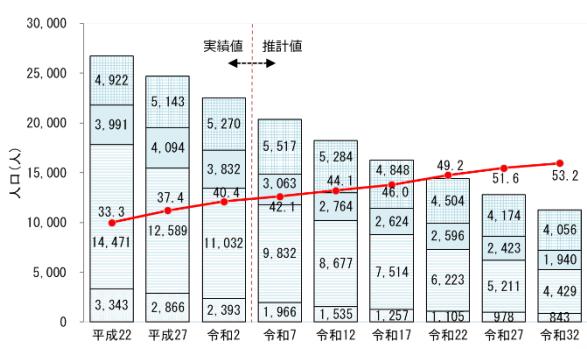
すべての高齢者が尊重され、住み慣れた地域で、  
健やかに自分らしく暮らせる持続可能な地域社会を築きます

## 2 人口および認定者数の推移

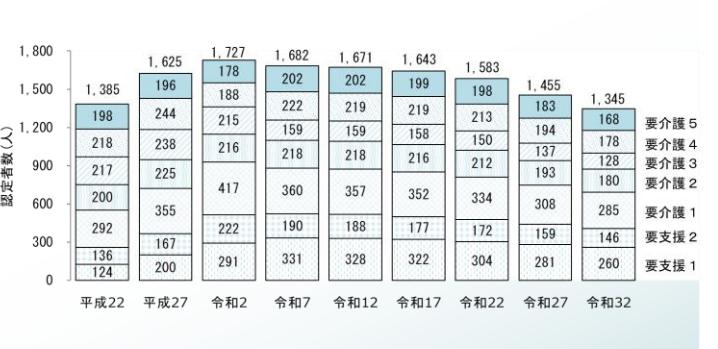
年齢4区分でみると年少人口(0～14歳)・生産年齢人口(15～64歳)・前期高齢者人口(65～74歳)は減少傾向にあるのに対し、後期高齢者人口(75歳以上)は増加傾向にあり、令和2年では約10人に4人は65歳以上の高齢者となっています。今後は、いずれの年齢区分も減少が見込まれ、高齢化率の増加とともに総人口も大きく減少していくと予測されています。

また、要支援・要介護認定者数の推計をみると、令和2年度は1,727人でしたがその後は減少しており、今後は令和17年まで1,600人台を推移すると見込んでいます。認定者数の推移を軽度(要支援1～要介護2)・重度(要介護3～要介護5)の別でみると、平成27年度時点での認定者に占める重度認定者の割合は40%を超えていましたが、以降は重度認定者の割合が減少しており、今後は35%程度で推移するものと予測されます。重度認定者数が減少し、早期の介入による軽度認定者数は増加していることから、ますます個人の生きがいや介護予防により現状を維持または改善することが重要となっていきますので、引き続き、各自が地域社会で役割をもっていきいきと活躍でき、楽しく健康づくりや介護予防に取り組める地域社会の実現をめざし、市民の健康生活を切れ目なく支える仕組みづくりの推進が重要となります。

### ■人口の推移と推計



### ■要支援・要介護認定者数の推移



(出典) 平成22～令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和7年度以降：厚生労働省「見える化システム」

(出典) 平成22～令和2年度：経済産業省「国勢調査」  
令和7年度以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推移人口（令和5（2023）年推計）」

## 3 第9期における重点施策

### 重点施策1 健康づくり、介護予防、地域交流

- |                    |                                   |
|--------------------|-----------------------------------|
| ①健康寿命の延伸、重介護への進行抑制 | ■フレイル予防を視点とした、栄養・身体活動・社会参加の普及啓発   |
| ②地域交流の促進           | ■住み慣れた地域でいきいき暮らしていくための介護予防事業の推進など |
|                    | ■地域活動拠点整備、生きがいづくり、人ととの交流など        |

### 重点施策2 地域包括ケアシステムの深化

- |               |   |
|---------------|---|
| ①地域包括ケアの深化・推進 | ■介護・医療の連携強化   |
| ②認知症に関する理解の促進 | ■地域包括支援センターの強化、地域ケア会議の充実など                                |
| ③介護予防・生活支援の充実 | ■認知症の本人・家族を孤立させない相談体制の整備、地域における見守りネットワークの構築、認知症サポーターの養成など |
| ④支え合う仕組みの構築   | ■総合事業、包括的な生活支援、市独自の生活支援事業、介護者支援など                         |
|               | ■見守りネットワーク、災害時・緊急時の支援、防犯・安全対策、高齢者虐待防止、成年後見人制度、ヤングケアラー対策など |

### 重点施策3 介護人材確保・育成と介護保険制度の整備

- |                 |                            |
|-----------------|----------------------------|
| ①介護人材確保とその基盤の整理 | ■人材確保に向けた施策の推進             |
| ②介護保険制度の適正な運営   | ■人材育成による資質向上、質の向上          |
|                 | ■介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤の充実など  |
|                 | ■保険者機能の強化、介護給付の適正化、業務効率化など |

## 4 施策の展開

### 基本目標

1

### ともに元気でいきいきと暮らせる地域社会の実現

豊かな人生と健康長寿の実現のため、地域に生きる一人ひとりが尊重され、自分らしくいきいきと活躍する社会や、高齢者一人ひとりが、それぞれの意欲や能力に応じ、楽しみながら健康づくりをし、介護予防や社会参加に積極的に取り組める地域社会をめざします。

#### 1 健康寿命の延伸・介護予防の推進

- 生活の質（QOL）の向上をめざし、健やかで生きがいをもって生活できる期間（健康寿命）の延伸や重介護への進行抑制策を進めます。これにより認定率の引き下げ・給付費の削減にもつながります。

#### 2 地域交流の促進

- 高齢者の健康づくりや体力づくり、との交流が生まれる場を充実させるため、高齢者スポーツ施設・老人福祉センター等の維持管理と利用促進を図ります。

#### 3 生きがいのある暮らしへの支援

- 60歳代は「企業の継続就労やシルバー人材センターでの就労を主体に経済の支え手として活躍」、70歳代は「ボランティア、軽就労（シルバー人材センター）やシニアクラブ活動などを通じて地域の支え手として社会貢献」、80歳代は「外出し、皆さんと交流することで自身の元気を維持して社会貢献」と世代ごとに高齢者の役割を整理して生涯現役で活躍することを意識できるように市民啓発を図ります。

## 基本目標

2

### 安心して暮らし続けられる地域社会の実現

高齢者一人ひとりが自立し、質の高い生活を送ることができ、安心して暮らさるとともに、いつまでも、家族や親しい人たちと住み慣れた地域の中で、ともに支え合い尊厳をもって暮らせる地域社会をめざします。

#### 1 地域包括ケアの深化・推進

- 地域包括ケアシステムを推進するうえで中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図りつつ、住み慣れた地域で、健やかに自分らしく暮らせる地域社会の実現をめざし、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援等が一体的に提供されるよう地域包括ケアシステムの深化を推し進めます。

#### 2 認知症高齢者支援の充実

- 認知症の人や家族も安心して暮らすことのできる安全な地域づくりや共生社会の実現を推進するため、認知症に関する正しい知識や理解を深めるための機会を創出し、認知症予防として早期発見・早期対応などの「備え」に取り組みます。

#### 3 医療介護の連携と生活支援の充実

- 地域包括支援センターにおいて、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの各提供者・支援者が連携し、高齢者の自立支援、生活の質の向上をめざすため、互いに顔の見える場を数多く創出する等、在宅医療・介護が一体となって対応する取り組みを推進します。

#### 4 支えあう仕組みの構築

- 地域での見守りネットワークの取り組みと併せて、緊急通報システムなど現在行われている高齢者の見守りに関する事業を推進し、災害時や緊急時も含め、多くの目で高齢者への見守りを行っていきます。
- 認知症等により判断能力が低下した人に対する成年後見人制度の推進を図り、警察との連携体制を維持しつつ消費者被害、高齢者虐待、防犯・安全の対策に努めるとともに、相談体制の確保や啓発に取り組みます。

## 基本目標

3

### 安心を確保する医療福祉基盤の整備

高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り安心して自立した生活を営むことができるようその地域にふさわしいサービス提供体制を整えるとともに、サービスの質の向上を図ります。

#### 1 介護人材確保とその基盤の整理

- 外国人介護職員の受け入れを行っている介護施設において、引き続き外国人介護職の確保及びその就業体制に対して支援を行い、より安定した介護現場の創出を進めます。さらに、外国人介護人材の定着に向けて就業環境等の蓄積したノウハウを市全域に広げ環境対策強化を行っていきます。
- 生産性向上が期待されるシステムや機器の導入促進、従事者のモチベーション向上を図る取組、社会福祉連携推進法人への関与等により、介護離職ゼロの実現を目指すとともに人材確保と育成に取り組みます。

#### 2 介護保険サービスの充実

- 事業者移動対策助成、事業拡張への支援を引き続き継続し、集落部のサービス提供を確保していきます。
- 低所得者への十分な配慮を図るために、社会福祉法人と連携し、利用者負担の軽減措置を行います。

#### 3 介護保険の適正な運営

- ケアプラン、介護保険給付、要介護認定調査等の確認体制を整理し、介護保険の適正な運営を維持します。
- 市が指定する地域密着型サービス事業所等への運営指導を実施し、適正な事業所運営を維持します。

## 5 第9期計画期間中の介護保険料額

### ○ 令和6年度～令和8年度の介護保険料額

令和6年度～令和8年度における第1号被保険者の所得段階別の保険料は、保険料基準額(月額5,710円)に保険料率を乗じて算出します。

今回より所得段階は、9段階以降が細分化され13段階となりました。

| 段階            | 対象者要件  | 保険料額  |        |         |
|---------------|--|-------|--------|---------|
|               |  | 負担割合  | 月額(円)  | 年額(円)   |
| 第1段階          | ①老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税の方<br>②生活保護の受給者<br>③本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」の額が80万円以下の方 | 0.285 | 1,627  | 19,520  |
| 第2段階          | 本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」の額が80万円を超え、120万円未満の方                                       | 0.485 | 2,770  | 33,230  |
| 第3段階          | 本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」の額が120万円を超える方  | 0.685 | 3,911  | 46,930  |
| 第4段階          | 世帯内に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で「合計所得金額+課税年金収入額」の額が年間80万円以下の方   | 0.870 | 4,968  | 59,610  |
| 第5段階<br>(基準額) | 世帯内に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で「合計所得金額+課税年金収入額」の額が年間80万円を超える方  | 1.000 | 5,710  | 68,520  |
| 第6段階          | 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方  | 1.120 | 6,395  | 76,740  |
| 第7段階          | 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方   | 1.230 | 7,023  | 84,270  |
| 第8段階          | 本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方   | 1.500 | 8,565  | 102,780 |
| 第9段階          | 本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上、420万円未満の方   | 1.630 | 9,307  | 111,680 |
| 第10段階         | 本人が市民税課税で合計所得金額が420万円以上、520万円未満の方  | 1.800 | 10,278 | 123,330 |
| 第11段階         | 本人が市民税課税で合計所得金額が520万円以上、620万円未満の方  | 1.900 | 10,849 | 130,180 |
| 第12段階         | 本人が市民税課税で合計所得金額が620万円以上、720万円未満の方  | 2.000 | 11,420 | 137,040 |
| 第13段階         | 本人が市民税課税で合計所得金額が720万円以上の方  | 2.100 | 11,991 | 143,890 |

### 飛騨市第9期介護保険事業計画・地域包括ケア計画【概要版】

令和6年3月 飛騨市 市民福祉部 地域包括ケア課

〒509-4221 飛騨市古川町若宮2丁目1番60号

TEL (0577) 73-7469 FAX (0577) 73-3604